## 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民 生活・環境部県民生活課及び魚沼地域振興局において縦覧に供する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成24年9月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人魚沼交流ネットワーク

3 代表者の氏名

松田 光正

4 主たる事務所の所在地

魚沼市本町1丁目2番地

5 定款に記載された目的

この法人は魚沼を愛する人々が、地域間交流等の未来の可能性を広げる事業を推進・支援し、誇りのもてる地域の創造に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) まちづくりの推進を図る活動
  - (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (3) 環境の保全を図る活動
  - (4) 経済活動の活性化を図る活動
  - (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - (6) 情報化社会の発展を図る活動
  - (7) 子どもの健全育成を図る活動
  - (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
  - (9) 社会教育の推進を図る活動
  - (10) 科学技術の振興を図る活動
  - (11) 国際協力の活動
  - (12) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

## 7 定款の変更内容

		変	更	後			変	更	前
	(職利	务)				(職務	5)		
j	第15条	理事全員に	<u>は</u> この法人を代	法表する。	また理事	第15条	理事長は、	_この法人を	:代表 <u>し、その</u> 業務を
	長はこ	<u>この法人の</u> 業	美務を総理する	) <sub>0</sub>		総理す	-る。		
	$2\sim4$	(略)				$2\sim4$	(略)		